

## 行政文書開示決定通知書

弁護士  
渡部 友一郎 様

内閣府大臣官房長  
原 宏彰

令和5年11月2日付けで受け付けました行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

### 記

- 開示請求書における「請求する行政文書の名称等」欄の記載  
別紙の通りです。なお、本請求は個人の法令研究の一環としてお願いしています。  
別紙  
①官報の発行に関する法律案（令和5年10月31日閣議決定）及び②官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（令和5年10月31日閣議決定）  
各々の法案の最終版である条文全体の説明をまとめた行政文書（電磁的記録を含む）
- 開示する行政文書の名称  
① 逐条解説（官報発行法）  
② 逐条解説（整備法）
- 不開示とした部分及びその理由  
なし

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、内閣総理大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。